

中国の株式会社における社外取締役制度

金 東 海

要 旨

在完善公司法人治理结构方面,独立董事制度是当前中国公司法研究的热点。中国证券监督管理委员会已于2001年8月16日公布了「关于在上市公司建立独立董事制度的指导意见」。该意见的公布,标志着独立董事制度在中国的确立。众所周知,中国的公司法体系是建立在「二元制」基础上的。那么,起始于英美「一元制」体系的这一制度的引入,必将会对现存的法体系产生巨大的影响。本文通过对这一制度引入的背景,制度的内容和执行的现状加以分析,探讨其将对现行公司法的带来的影响。

キーワード……コーポレート・ガバナンス 社外取締役 監査役会

はじめに

中国でも、コーポレート・ガバナンスに関する議論が盛んになってきた。とくに、一昨年
から、会社経営に対する監督・監視機能強化の議論の中で、アメリカの取締役会が強力な監視
機能を発揮していることが、頻りに論じられた。そして、アメリカの取締役会制度の優れた点
として、取締役会の過半数を占める社外取締役が大きな役割を果たしていると指摘され、中国
に社外取締役制度を導入するように提唱された。

2001年5月31日、中国証券監督管理委員会(以下、証管会と略す)は、「上場会社におけ
る社外取締役制度の樹立に関する指導的意見(意見聴取稿)」を公表し、意見を広範に聴取し
たのち、2001年8月16日に正式な「上場会社における社外取締役制度の樹立に関する指導的
意見(以下、指導意見と略す)」を公布した。これをもって、上場会社において社外取締役制
度が一応確立されたといえよう。当然のように、英米法の「一元制」に由来する社外取締役制
度の導入は、中国の既存のコーポレート・ガバナンスにかかわる法システムに、大きな影響を
およぼすと考えられる。

そこで、本稿では、まず中国における社外取締役制度導入の過程を明らかにし、そして社
外取締役制度に関する議論および成立した法制度を紹介する。次に中国上場会社における社外
取締役の実態を明らかにし、その上で、社外取締役制度の導入が現行会社法に与える影響を考
えてみる。

一 社外取締役制度導入の過程

1 導入の背景

中国が社外取締役制度を導入する理由は、中国独特の歴史的背景および制度的問題に由来するものであるとみることができる。

中国の株式会社制度は、93年会社法の公布をもって確立された。しかし、93年会社法は、80年代後半から始まったペーパー・カンパニーの氾濫を早急にくいとめながら、国有企業の改革を推進するため、行政と企業の分離を図り、国有企業を株式会社化することなどを、その立法趣旨としたものであった¹⁾。そのため、制度設計上の不備、とりわけ国有企業の多大な特権などの問題点が指摘されている。現実問題として、まず会社株式の発行済み総数の50%以上は、元の主管部門である行政側が握っているため、行政側からの派遣役員が会社の権限を牛耳ることになり、取締役会が形骸化している。そして、国有株および法人株の流通禁止と関連して、いわゆる「株主の不存在」の現象が起き、株主総会が形骸化している。さらに、監査役会も機能していない²⁾。それゆえ、経営者に対する監督がほとんどないという状態になってしまい、結果として、会社トップの独走が許され、日本企業と同じような粉飾決算などの不祥事が相次いで起きた³⁾。そこで、かような状態を変えるための有効な処方箋として、社外取締役制度の導入が提起されたのである⁴⁾。しかし、社外取締役制度を導入する理由は、それだけではなかった。

もう1つの理由は、会社の支配株主を抑制するためであった。中国の会社、とりわけ上場会社の多くは、旧国有企業から一部の業績優秀の部門を切り離し、会社化したものである⁵⁾。また、社会主義制度を維持するということで、会社株式の過半数は、流通の認められない国家株、法人株という形で、元の行政主管部門または母体である国有企業に握られている。そのため、ほとんどの中国の会社では、支配的地位にある法人株主が1人存在する⁶⁾。98年あたりから、支配株主が、自己の地位を利用して、会社の取締役会をコントロールし、自己の利益のために会社の経営行為をゆがめる事件が、マスコミによって次々とクローズ・アップされた。その中で、支配株主が恣意に会社の資金を流用して、会社を破産に追い込んだ事例が、いくつもあった⁷⁾。

2 導入の趣旨

以上のことを背景として、社外取締役制度の導入が論じられてきた。多くの論者は、主に次の理由から、導入を提唱した⁸⁾。まず、日本における社外取締役を巡る議論と同じく、経営の健全性という観点から、社外取締役は、社内取締役に對しより広い視野で助言および批判を与えることができるという。次に、中国ならではの独特な考え方から出発する理由もあった。すなわち、社外取締役は、支配株主を代表する社内取締役と違って、中小株主の立場に立ち、中

小株主の利益を考慮して、社内取締役の不当な経営行為を監督することが可能であるという。

このような提言を受容れたかのように、「指導意見」は、「社外取締役は……真摯に職責を履行し、会社全体の利益を保護しなければならない」と規定した。また、「社外取締役は、独立して職責を履行しなければならない、上場会社の主要な株主、事実上の支配者またはその他の上場会社との利害関係がある機関もしくは個人の影響を受けない」と強調した。

このように、中国の社外取締役制度の導入は、経営の健全化および中小株主の保護という2つの機能を果たせることを趣旨としていた。

3 導入の経緯

中国の社外取締役制度は、上海、深圳両証券取引所の「上場規則」および中国証管会の行政命令の形で、導入され、確立に至ったものである。

1997年12月16日、中国証管会が「上場会社定款の手引き」(以下、手引きと略す)を公布した。「手引き」は、選択条項の形で、初めて社外取締役の設置を認めた。すなわち、第112条において「会社は必要に応じて、社外取締役を設置することができる」と規定した。また、同条は、社外取締役の資格について規制を設けていた。すなわち、「会社の株主または法人株主で勤務している者、会社で勤務している者、会社の関係者または会社の管理層と利益関係の有する者は、社外取締役を担当してはならない」。このほか、社外取締役の資格要件、選任方式および権利・義務について規定しておらず、中国証管会は、社外取締役の設置を会社の自由裁量に任せていた。このように、97年の「手引き」は、消極的な態度をとっていたが、その後、中国証管会は社外取締役制度の積極的な導入に踏み切る。

1999年3月29日、中国証管会と国家経済貿易委員会は合同して「国外での上場会社の規範化した運用と改革の深化をさらに一歩進んで促進することに関する意見」(以下、意見と略す)を公布した。その中で、取締役会構成員のすくなくとも半分以上の者が社外取締役でなければならず、かつ、すくなくとも社外取締役が2名以上でなければならぬと、要求していた。また、「意見」は、情報提供請求権や臨時株主招集権などの社外取締役の権限を明確にした。

2000年11月、上海証券取引所が「上場会社コーポレート・ガバナンスの手引き」を公布した。当該手引きは、すべての上場会社はすくなくとも2名以上の社外取締役を置かなければならず、かつ、社外取締役の数は、取締役会全員の20%を下回ってはならないとしていた。

2001年1月、深圳証券取引所が「上場会社社外取締役制度実行の手引き」を公布した。当該手引きは、社外取締役の資格および職責について詳細な規定を設けていた。

2001年1月31日、中国証管会が「証券会社内部コントロール手引き」を公布し、証券会社は社外取締役の監督機能を十分発揮しなければならないと強調した。

2001年6月20日、中国証管会が「証券会社管理弁法(意見聴取稿)」(以下、管理弁法と略

す）を発表した。「管理弁法」は、「取締役会会長が総支配人を兼任する」などの場合、社外取締役の人数は取締役会構成員の3分の1を下回ってはならないと明確に規定した。また、社外取締役の資格要件について、会社法の規定した資格要件を満たした上で、さらに5年以上の金融、法律または財務の経験を要求した。

2001年8月16日、中国証管会は、前記「指導意見」を公布した。「指導意見」は、上場会社での社外取締役制度の樹立に関して、社外取締役の資格要件、独立性の確保、選任の手続、報酬などについて、細かく規定した。また、「指導意見」は、2002年6月30日までに、少なくとも2名の社外取締役の適任者を招聘しなければならず、かつ、1名が会計専門家でなければならないと規定し、さらに、2003年6月30日前までに、取締役会の中で少なくとも3分の1が社外取締役でなければならないとした。「指導意見」の公布をもって、上場会社において、社外取締役制度が一応確立したとみることができる。

二 導入された制度の内容

ここでは、日本商法の改正をめぐる論点を参考にして、社外取締役における問題点を中心に、「指導意見」の内容と特徴を検討する。

1 社外取締役の独立性

経営の健全化という観点から、経営者に対する監視機能が社外取締役に期待されるのは、それが経営者から独立した立場にあるからである。したがって、社外取締役の機能を発揮させるためには、社外取締役の独立性を確保しなければならない。

そのために、まず「社外」の定義をどのようにすべきかが、重要な問題となる。「指導意見」は、「社外取締役とは、会社において取締役以外の職務を担任せず、かつ、招聘される上場会社および会社の主要な株主との間に、独立して客観的な判断を行うことに妨げとなるおそれのあるような関係にない取締役に指す⁹⁾」と定義した。

次に、社外取締役がどのようなものであるべきかが、問題となる。日本では、一般に、会社と雇用・任用関係がなかった者とするほか、一定の継続的關係にある取引先や、さらに、これらの不適任者の親族を含めるかどうか、議論されている。また、アメリカでは、大会社の多くの社外取締役が、他の会社のCEO、取引先関係者であると指摘され、このような人間関係を有する社外取締役に、十分な監視機能が期待できないといわれている¹⁰⁾。「指導意見」は、第2条で、社外取締役の資格要件を定めたのち、第3条で、「社外取締役は独立性を有さなければならない」という見出しを特に設けて、社外取締役の欠格事由について、細かく規定した。すなわち、上場会社またはその附属企業の在職者もしくはその直系親族、主要な関係者、当該上場会社発行済み株式総数の1%以上を直接もしくは間接に所有したまたは上場会社の株主

上位 10 名以内にはいる自然人株主、またはその直系親族、当該上場会社発行済み株式総数の 5% 以上を直接もしくは間接に所有する機関または上場会社の株主上位 5 名以内の機関の在職者、またはその直系親族、直近 1 年以内に、前 3 項で述べた事情を有する者、当該上場会社またはその付属企業のために、財務、法律およびコンサルティング等のサービスを提供する人員または関係機関で職を持つ者、会社定款の規定したその他の者、中国証監委の認定したその他の者である。このように、「指導意見」は、社外取締役の資格を厳しく規制した。

2 社外取締役の機能

すでに述べたように、中国の社外取締役制度は、経営の健全化と中小株主の利益保護という 2 つのことを目的としている。「指導意見」は、主に次の 2 点で、かような目的の達成を図っている。

まず、社外取締役の資格要件が問題になる。欠格事由とは別に、社外取締役に何らかの特別資格を要求するかどうか、議論されている。会社経営の効率性を向上させ、競争力を高めるという観点から、経済、財務または法律の専門家が社外取締役に相応しいという考え方が、議論で主流となっている。そして、「指導意見」は、おそらく同様な考えで、社外取締役の資格要件について、第 2 条 3 項で、「上場会社運営の基本的な知識を有し、関連する法律、行政法規、規定および規則を熟知すること」を要求し、第 4 項で、「5 年以上の、法律、経済またはその他の社外取締役の職責履行に必要とされる仕事の経験」を要求している。

次に、社外取締役がよりいっそう中小株主の利益を図り、中小株主の側に立って支配株主に対抗するよう、「指導意見」は、第 5 条で、会社法に定められた取締役の権限のほか、社外取締役に次のような特別職権を与えている。すなわち、取締役会に対して、会計士事務所の招聘または解任を提案すること、取締役会に対して、臨時株主総会の開催を提案すること、取締役会の開催を提案すること、外部の会計審査機関またはコンサルティング機関を独立して招聘すること、取締役会の提出した株主総会の議案について、独立財務顧問が独立財務顧問報告を提出する必要がある場合、独立財務顧問は、社外取締役に招聘されること、株主総会開催前に、株主に対して、議決権を公然と集めること、である。また、「指導意見」は、第 6 条 1 項の 5 で、社外取締役は、中小株主の権利・利益を害するおそれがあると判断した事項について、取締役会または株主総会に対して独自の意見を発表しなければならないと規定した。

3 社外取締役選任の手続

社外取締役は取締役である以上、当然会社法の規定にしたがって選任されるべきである。ここで、とくに問題となるのは、だれが社外取締役を指名すべきなのかということである。

会社経営を監督する社外取締役が、経営を行う経営陣に指名されるのであれば、社外取締役の独立性が損なわれ、社外取締役としての機能が発揮できなくなりがねない。アメリカでは、

取締役会の指名委員会が、取締役候補者の審査および候補の推薦について責任を負う。そして、過半数を占める社外取締役によって構成される指名委員会は、会社の経営陣から独立して、妥当な候補者を指名できるとされている¹¹⁾。ただ、だれが取締役になるかということは、会社の業務に対して重要なことであるから、経営陣も、候補者を推薦する役割を果たす必要があるという理由で、会社の CEO が指名委員会に含まれるのが、一般的であると、紹介されている¹²⁾。経営陣が指名手続に深く関与することについての批判があるが、経営陣の役割はあくまでも推薦にとどまる。そして経営陣の推薦に重点をおきつつ、指名委員会が社外取締役を指名することにより、経営陣に従属するような社外取締役の選任を避けることができるといわれている¹³⁾。

日本では、取締役の選任を指名委員会に安易に任せることが問題であると指摘する考え方がある¹⁴⁾。それによれば、重要なのは、いかなる人物がいかなる理由で取締役の候補になったのかであるという。そして、指名委員会が独立した判断で、最善の人物を選べることを確保する仕組みとして、3つの論点が提示されている。すなわち、第1に、委員自体の人選である。指名委員会の権力拡大を配慮して、社外取締役の再任回数に制限をおくべきである。第2に、社外取締役の選任について、公正な判断を下せるために、情報の取得を確保しなければならない。第3に、社外取締役の候補者について、取締役会または株主総会において、開示書類または説明義務の拡大によって明らかにすべきであるという。

以上の論点を念頭において、「指導意見」を見ていくと、いくつかの、いかにも「中国的」と言わなければならない特徴がある。

まず、指名するものについては、「指導意見」は、「上場会社の取締役会、監査役会および上場会社の発行済み株式総数の5%以上を単独または合わせて所持する株主は、社外取締役の候補者を指名することができ」と規定している。とくに指名者を限定していないが、中小株主の代表者を取締役会に入れるために、中小株主に指名権を与えている。この中小株主の指名権は、斬新的なものであり、中国株式会社制度の特徴を表しており、注目に値するものである。

次に、候補者については、「指導意見」は、「社外取締役の指名者は、指名する前に、被指名者の同意を得なければならない。指名者は、被指名者の職業、学歴、職務上の肩書きおよび詳細な職歴等の基本状況を熟知していなければならない。かつ、その者の社外取締役を担任する資格および独立性について意見を述べるものと」した上で、「被指名者は、自己と上場会社との間に、独立して客観的な判断をおこなうことに影響を与えるいかなる関係も存在しないことについて、公開声明を行うものとする」としたのである。このように、「指導意見」は、指名者に意見を、候補者に宣誓をそれぞれ求めて、倫理上の束縛をしようとしている。

そして、「指導意見」は、「社外取締役を選任する株主総会が開催される前に、上場会社の取締役会は、規定にしたがい、上記の内容を公表しなければならない」とし、「株主総会で社外取締役を臨時に指名する場合は、上記の内容は、株主総会の決議公告において公表しなければならない」と規定し、社外取締役候補者に関する情報の公開を強めた。

さらに、「指導意見」は、会社の社外取締役の適任性について、証监会自身の最終的判断権を留保している。すなわち、上場会社は、社外取締役の任命についての状況を「会社所在地の中国証監委出先機関および会社株式の店頭取引が行われる証券取引所に報告して記録しなければなら」ず、「会社所在地の中国証監委出先機関は、選任された社外取締役の独立性について、認定を行わなければなら」ないと規定している。会社の人事に深く関与すべきではないとの批判を充分承知したかのように、「指導意見」は、社外取締役の任命について、かなり厳しい姿勢をとっている。

最後に、「指導意見」は、社外取締役の任期について、「再任は6年を超えてはならない」と規定し、社外取締役の権限拡張を防ごうとしている。

4 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、一般にエージェンシー・コストの理論で考えられている。すなわち、社外取締役が経営監督を積極的におこなうように、動機づけるために、適切な報酬を与えなければならぬと論じるのである。しかし、アメリカの実証研究では、本職で高い給料を得ているため、社外取締役の報酬はインセンティブにならない。経営を実際におこなう経営者と異なり、それを監督するにすぎないので、高額な報酬を与えるべきではない。社外取締役の監督能力を報酬で判断することが困難である、と指摘されている¹⁵⁾。

中国では、会社の業績と連動して取締役の報酬を評価するものとして、ストック・オプションの導入が多くの学者に提唱されている¹⁶⁾。しかし、この場合、社外取締役が経営者と同じ立場に立つ恐れが生じ、また、結果的に短期的利益に走る弊害も懸念される。

「指導意見」を見てみると、「上場会社は、社外取締役に合理的な特別手当を支給しなければならない」との規定のみが置かれている。また、「指導意見」は、特別手当の内容について、「取締役会が予備案を制定しなければならず、株主総会がそれを審議し、採択してから、会社の年度報告において公開するもの」として、会社の自由裁量に任せたのである。

5 社外取締役の責任

社外取締役の責任について、中国における議論は、日本の議論と異なる方向を示している。日本では、社外取締役は、一般に経営陣によって提出された情報に基づいて、その職責を果たしているのも、また、経営陣とは異なり、会社の業務全般に対して熟知しているわけではないという理由で、経営判断の原則を用いて、社外取締役の責任を軽減すべきであると論じられている¹⁷⁾。これに対して、中国では、忠実に職務を履行させ、監督機能を十分に発揮させるために、むしろ社外取締役の責任を強化すべきであると提言されている。もっとも、中国の現行会社制度では、取締役の違法行為による民事責任を追及することができない¹⁸⁾から、取締役全体に対する責任強化との意味で提起されたのであろうが、責任の重さと報酬のアンバランスが生

じれば、社外取締役の適任者がどこにも見つからないという現象は、懸念される。

「指導意見」は、社外取締役の責任について、「社外取締役は、上場会社および株主全体に対して、誠実信用および勤勉の義務を負う」と定めているが、義務違反の場合の責任追及については、規定していない。おそらく、現行会社法との整合性を考慮した結果とも思われるが、面白いことに、「指導意見」は、最後に「上場会社は、必要な社外取締役責任保険制度を設けることができ、これをもって、社外取締役の正常な職責を履行する上で生じうるリスクを下げる」との条文を設けている。いずれ取締役の民事責任を追及するぞ、という方針を示したと考えられる。

三 制度運用の実態

2001年8月に「指導意見」が公布されてから、半年以上経っているが、中国の上場会社の社外取締役は、いったいどうなっているのだろうか。ここでは、いくつかの調査報告を用いて、その実態を明らかにしたい。

1 社外取締役設置の状況

「指導意見」は、各上場会社に対して、2002年6月30前までに、指導意見の要求にしたがって会社定款を改正し、すくなくとも2名の社外取締役適任者を招聘しなければならないと要求した¹⁹⁾。では、上場会社の対応は、どうであろうか。「中国証券報」は、2000年12月、2001年7月そして2001年12月の計3回の調査²⁰⁾をおこなった。2000年末の調査報告では、香港で上場するH株の会社、合計56社のみが社外取締役を設置したという。しかし、2001年5月「指導意見（意見聴取稿）」が発表されてから、社外取締役設置会社数が一気に増えた。2002年1月には、すでに4分の1の上場会社が社外取締役を設置し終わったか、または社外取締役の招聘手続をしている（表3-1参照）。

また、上海市内の上場会社を対象にした調査報告もある。これによれば、上海市内の上場会社のなかで、過半数の会社が社外取締役を設けているという（表3-2参照）。上海市で社外取締役の設置が進んでいる理由は、いったいどこにあるのだろうか。2001年のAPEC会議が上海で開かれたことなどを見れば分かるとおり、上海は、21世紀の国際金融の中心になりつつある。多くの外国の企業、とくに大企業が上海に進出している。また、外国で勉学を終え帰国した留学生の中で、事業を起こすなどの希望を抱いて、上海入りした人が多いといわれている。なかでも、アメリカでMBAを取得した人や、経済学者がとくに多いという²¹⁾。おそらく、これらのことが、原因となったのではないかと思われる。

(表 3 - 1) 社外取締役設置数の推移

(単位：社、%)

項目 調査時期	対象会社数	社外取締役設置会社数	社外取締役の人数	設置会社数比例
2000 年年末	1138	56	103	4.92
2001 年 7 月	不明	204	314	
2002 年 1 月	1100	274*	511**	24.9

* 設置予定会社を含む。

**社外取締役候補者を含む。

資料：：新华社「200 多家境内上市公司建立起独立董事制度」2001 年 7 月 17 日

<http://www.people.com.cn/GB/jinji/222/5971/5972/20010717.html>

芦晓平「我国独立董事有六大疑团」上海证券报 2001 年 11 月 9 日

<http://www.stochnes.com.cn/tebebaodao/gszl/xwfx/222111090570.htm>

作成：筆者

(表 3 - 2) 上海市内の上場会社社外取締役設置情況

(単位：社、名、%)

項目 調査時期	対象会社数	社外取締役設置 会社数	社外取締役の人数	設置会社数比例
2001 年 8 月	114	59	93	51.7
2002 年 1 月	135	72	151	53.33

資料：吴建雄等「独立董事怎么样了」2002 年 1 月 10 日

中国证券网 <http://www.stochnes.com.cn/200201100387.htm>

吴建雄等「上市公司推行独立董事制度现状调研分析」2002 年 1 月

中国证券报 <http://202.84.17.28/csenws/200220110/178330.asp>

作成：筆者

2 社外取締役経歴の状況

「中国証券報」2002 年 1 月の調査報告によれば、社外取締役に、以下のような特徴がある。まず、学歴が高いことである(表 3 - 3 の A 参照)。大卒以上が、8 割強を占めている。博士以上でも、3 割強を占めている。また、中には中国社会科学院および中国工程科学院の院士が 24 名もいる。

次に、経済学者および技術者が多い(表 3 - 3 の B を参照)。経済学者および技術者は、半分以上を占めている。ただ、2002 年 6 月 30 日までに、会計専門家を含む 2 名の社外取締役適任

者を招聘しなければならないとの、「指導意見」の要求から見れば、会計専門家が60名しかいなく、全体の1割も満たしていないので、少ないといわなければならない。

（表3-3）社外取締役の構成

（単位：名、％）

A 学 歴 別	学歴	対象人数	大卒	修士号	博士以上	学歴不明	その他
	人数	511	183	108	142	51	27
	比例	100	35.8	21.1	27.7	9.9	5.7
B 職 歴 別	職歴	対象人数	経済学者	技術専門家	会計専門家	その他	
	人数	511	131	135	60	185	
	比例	100	25.6	26.4	11.7	36.2	

資料：陈崢嵘「谁是独董」2002年2月22日

人民网 <http://www.people.com.cn/GB/jinji/35/159/20020222/672009.html>

作成：筆者

3 社外取締役報酬の状況

「指導意見」が公布されるまでは、すくなくとも中国国内のA株の会社において、社外取締役は、報酬を受けていなかったという²²⁾。現時点でも社外取締役の報酬に関しては不透明な部分が多いので、全体的な構図はなお不明確である。ただ、上場会社の公告を見れば、その実態を多少とも知ることができる。2001年10月24日、「陝西省国际信托投资股份有限公司」（以下「陝国投」と略称する）は公告を出して、3名の社外取締役の年間報酬が3万元であると発表した²³⁾。これは、証券市場および業界から、広く注目された。なぜなら、社外取締役の報酬をこのように公開するのは、初めてだったからである。

「陝国投」は、3名の社外取締役を設置している。うちの2名は、西安地域の大学の教授である。西安地域の大学講師の年収は、およそ3万元であると伝えられている²⁴⁾。となれば、社外取締役としての報酬は、本業の年収とほぼ同レベルということになる。実際の報酬の算定方法について、会社側はつぎのように説明している。すなわち、西安地域における金融機関の一般管理責任者の年収を基準にして、算定したという²⁵⁾。算定の基準を本業の年収にし、一般管理責任者の年収にし、報酬の金額がかなり高く設定されていることが、うかがわれる。

4 社外取締役に対する評価

以上で分かるように、すくなくとも上場会社においては、社外取締役の導入が進んでいる。

しかし、社外取締役が設けられたからといって、コーポレート・ガバナンスがかならずしもよくなるとは、言い切れない部分が残されている。言い換えれば、社外取締役は期待された機能をうまく発揮できるのか、という疑念はそう簡単に拭い去れないのである。

2001年10月中旬に、「上海証券報」が中小株主を対象にしてあるアンケート調査をおこなった²⁶⁾。当該調査によれば、約8割の株主が社外取締役制度を知っている(表3-4のA参照)。しかし、社外取締役の機能発揮について、例えば、中小株主の立場にたつて、中小株主の利益を考えることができるのか、または忠実に職務を遂行できるのかという質問に関しては、7割以上が悲観的な態度をとっている(表3-4のBおよびC参照)。また、社外取締役の独立性を確保するために、必要な制度上の保証として、4割強が法令の完備を挙げている(表3-4のD参照)。

(表3-4) 中小株主の意識調査

(単位：%)

A	質問の内容	社外取締役の制度について知っているのか		
	回答	知っている	多少知っている	知らない
	回答者比例	36	41	22
B	質問の内容	社外取締役は中小株主の立場にたつて、中小株主の利益を考えることができるのか		
	回答	できる	可能性はあるが疑問	無理
	回答者比例	26	43	31
C	質問の内容	社外取締役が忠実に職務を遂行できるのか		
	回答	できる	疑問あり	分からない
	回答者比例	24	74	2
D	質問の内容	真の「独立」が実現するために、必要な補償措置		
	回答	法令の完備	権限の強化	行政側の監督強化
	回答者比例	41	30	29

資料：上海証券報 2001年11月5日、<http://www.cnstock.com/ssnews/2001-11-5/>

作成：著者

四 現行会社法に及ぼす影響

1 問題の提示

中国株式会社の機関構造は、日本と類似して、大陸法と英米法とのを折衷形態で構成されて

いる。特に、経営を行う取締役会と監督する監査役会については、ともに株主総会で選任され、対等的な立場にあり、いわば「二元制」をとっている。しかし、社外取締役制度は、英米法の「一元的システム」に由来するものである。そのため、社外取締役制度の導入は、既存のコーポレート・ガバナンスにかかわる法体系に、大きな影響を及ぼすと考えられる。ここでは、日本における議論を参考に、監査役会と社外取締役との関係を検討する。

2 監査役と取締役会

取締役会の機能としては意思決定機能と監視機能があるが、アメリカ型のガバナンスでは監視機能が重視される。その反面、意思決定機能については、取締役会以外の執行役員に任せると同時に、経営者の業務執行の監視や業績の評価、経営者の人事と報酬に関する事項については、社外取締役を中心にした各種委員会で決定する。日本では、アメリカにおけるかような社外取締役の機能について、社外取締役が中心になって執行役員の選任・監督に専念するという、モニタリング・システムが評価されている。また、社外取締役の監督の中心は、執行役員の経営成果の良し悪しであり、経営の妥当性の監督こそが社外取締役の任務の中心であるとされている²⁷⁾。ところが、日本の会社法上、従来の監督機関である監査役の位置付けは、あくまでも会計監査と違法性監査に限定されている。経営の効率を向上させ、会社の競争力を高めるためには、監査役には経営の妥当性の監督が期待できないとして、社外取締役を入れて、取締役会の改革を図らなければならないと提起されている²⁸⁾。

2001年4月に公表された「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」では、すべての大会社に社外取締役の設置を義務づけることが提案されたが、経団連等を中心とする経済界の強い反対に遭い、一律の設置強制は見送られることとなった。また、機関設置の特例として、アメリカのように指名委員会・監査委員会・報酬委員会を設置することを決めた「委員会設置会社」については、現行の監査役を置くことができないことにしている。各委員会は、それぞれ取締役3人以上で組織し、その過半数は社外取締役でなければならないとしている。しかし、これは、社外取締役制度と現行監査役制度との、いわゆる「選択制」²⁹⁾といわれているものであり、現行監査役制度は、なお維持されている。

中国では、多くの論者は、社外取締役と監査役との共存が可能であると認識した上で、監査役監督の中心を会計監査および経営の違法性監査に限定する一方、社外取締役監督の中心を経営の妥当性監督にすべきであると、両者の権限を明確にすることによって、権能の重複を避けるよう提言している³⁰⁾。

2001年7月、中国証管会は、「中国上場会社コーポレート・ガバナンスの準則(意見聴取稿)」(以下、準則と略す)を発表して意見を広範に聴取した上で、2002年1月9日に、国家経済貿易委員会と合同で、正式な「準則」を公布した。

「準則」は、第3章第5節に社外取締役についての規定を置き、第6節で「取締役会は、...

戦略、会計審査、指名および報酬委員会を設置することができる」と規定し、またそれらの委員会構成員の過半数は、社外取締役でなければならないと定めた上で、第53条から58条合計6ヶ条で委員会の職責について細かく規定した。そして、第6章で、監査役会の権能について、「監査役会は、...会社の財務および取締役、支配人ならびにその他の経営管理要員の業務執行の合法性について、監督をおこなう」と規定した。

このように、「準則」の立場は、多数説にしたがって、現行会社法の監査役制度を維持しながら、アメリカ法にならって取締役委員会制度を樹立しようとするものである。すなわち、監査役会の中心を財務監査および業務執行の違法性に対する監督に置くことによって、社外取締役によって構成される取締役委員会との両立を図ったのである。

ところで、最近の中国学者の動きを見ると、新しい主張が出されている。2002年3月27日、北京大学において、「北京大学金融法研究センター春フォーラム、アジア・コーポレート・ガバナンスおよび資本市場監督・管理フォーラム」が開催され、中国大陸、香港、台湾および日本から多くの著名な法学者、実務家が出席したと伝えられた³¹⁾。このフォーラムで、多くの学者は、制度が異なれば、社外取締役制度の機能も違って来るから、社外取締役の機能には限界があるとして、中国では、いったい機能するのかどうかと懸念を表明している³²⁾。また、日本法と同様な理由で、「一元制」または「二元制」の選択権を企業に与えるべきであると主張している学者もいる³³⁾。さらに、過激と言わなければならないのは、中国の著名な民法学者である江平氏の発言である。江氏によれば、「二元制」は実際には機能しないことがすでに証明されており、「一元制」にすべきであるという³⁴⁾。ドイツの実態を無視しているような発言であるが、中国法学界で絶対的な権威のある江氏の意見は、今後の会社法改正に影響を及ぼす可能性がある。しかし、「一元制」がいいのか、「二元制」がいいのか、それは簡単に判断できるものではない。そもそも、経営と監督の分離を目指すのであれば、監督機関である監査役会が経営執行者の上位に置かれ、経営陣を選任・解任し、監督をおこなうドイツ型システムも、選択肢の1つであると言わなければならない³⁵⁾。それに、アメリカで成功した社外取締役制度は、企業文化を含む社会的土壌の異なる中国にスムーズに移植することは不可能に近いと考えられる。会社経営はそれほど単純なものでもないし、経営の規模、内容がそれぞれ異なる会社を一律に会社法で規制していくことは無理でもある。コーポレート・ガバナンス強化の見地から、制度整備を図るのは望ましいが、経営システムについての企業自主性（選択権）の余地を残すことも重要である。その意味で、日本商法の改正方向のほうが妥当であると言わざるを得ないと思われる。

結びにかえて

以上で述べて来たように、中国は、社外取締役制度を導入して、会社経営に対してモニター

リングを強化しようとしている。しかし、コーポレート・ガバナンスの構築がシステム・エンジニアリングであるから、社外取締役制度の導入が当面必要であろうが、それだけでは不十分であるといわなければならない。そもそも、本稿の最初に述べたように、中国株式会社における諸弊害の原因は、会社の過半数の株式が国に握られていることにある。株式会社制度の前提は、市場原理であり、市場原理に基づけば、いかなるものも、公平かつ平等な条件の下で、取引しなければならない。国が株式の過半数を握り、さらにかような国有株・法人株の流通が禁止されている以上、中国では、公平かつ平等な取引条件が整っているとは言い難い。したがって、中国の株式構造を根本的に変えなければ、株式会社制度は、機能不全におちいる恐れが大いにある。株式構造を変えるために、国有企業とは何か、国民経済における国有企業の役割、さらに進んで、私営企業に対する考え方、これらすべてを再認識する必要があり、中国は現在その作業を進行中である。それらを含んだコーポレート・ガバナンスの研究は今後の課題となっている。

<注>

- 1) 国谷知史「『社会主義市場経済』移行プロセスの立法」日中経協ジャーナル 46、14頁（1997年）。同「中国会社法と企業立法の新展開」『比較会社法研究 奥島考康教授還暦記念第1巻』（成文堂、1999）650頁。
- 2) これらの問題について、以下の文献が詳しく書いているので、参照されたい。
白国棟「中国会社法上の監査制度」判例タイムズ857号59頁以下（1994年）
田中信行「中国会社法の隠れた問題点」ジュリスト 1174、67頁（2000年）
畠田公明「中国会社法の業務執行機関に関する諸問題」法律時報73巻9号、86頁（2001年）
森淳二郎「国家による会社支配 中国の企業ガバナンスが示唆する理論的課題」法律時報73巻10号、63-64頁（2001年）
- 3) 昨年、多くの会社違法行為が証管会によって摘発された。詳しくは、中国証券監督管理委員会のホームページが参照されたい。
2001年3月12日 <http://www.csrc.gov.cn/CSRCSite/default.htm>
- 4) もっとも、93年から香港で上場したH株の会社では、社外取締役がすでに存在していた。ただし、これは、あくまでも香港証券取引所の規定（1993年11月、香港証券取引所が社外取締役制度を導入し、上場会社の取締役会に対して、少なくとも2名の社外取締役の設置を要求した）にしたがって、人数を揃うための、いわば名目的な社外取締役であり、制度としての社外取締役の機能はまったく発揮されなかったのである。ただ、多くの文献は実務における社外取締役のはじまりが98年であるとしているが、これには疑問がある。また、社外取締役の導入を最初に本格的に提起したのは、2001年3月に、中国証監会の副主席に就任したばかりの史美倫女史である。
- 5) これについて、実態調査報告として、中屋信彦「中国における国有企業の株式会社化と資金調達システムの変革」中国研究第55巻第9号（2001年9月）
- 6) 中国では、「1株独大」の現象といわれているが、これについて、日本での研究においても、前掲注2の諸論文の中で、批判的な論調がみられる。
- 7) 上場会社の不祥事については、法律時報「中国におけるコーポレート・ガバナンス」の特集の中で、李黎明女史がいくつかのやや詳しい事例を出している。李黎明「中国企業社会改革の現状について」法律時報73巻8号74-75頁（2001年）を参照。
- 8) 本稿で扱う資料の多くは、ネット上で掲載されたものである。数が膨大であるため、個々の注釈を省略する。なお、文献の多くの出所は、次の3つのホームページである。
人民网、経済专题[独立董事走向前台]2002年4月 <http://www.peopledaily.co.jp/GB/jinji/222/5971/index.html>
中国证券网 专题 公司治理 2002年4月 <http://www.stocknes.com.cn/tebebaodao/gszl/xwdt/>
中国证券报 2002年4月 <http://www.cs.com.cn/csnews/>

- 9) 「指導意見」第1条。
- 10) 近藤光男等「株式会社における経営監督のありかた(上)」商事法務 1611、2001年7頁。
城所晴美・三谷太郎「アメリカにおける取締役会の強化と社外取締役」国際商事法務 VOL26、4(1998年)367-368頁。
- 11) 城所晴美・三谷太郎「アメリカにおける取締役会の強化と社外取締役」国際商事法務 VOL26、4(1998年)369頁。
- 12) 竹下ちえ子「アメリカにおける社外取締役の役割とコーポレート・ガバナンス(上)」商事法務 1327(1993年)4頁。
- 13) 城所晴美・三谷太郎、同前掲注(4)。
- 14) 近藤光男等「株式会社における経営監督のありかた(下)」商事法務 1612(2001年)25頁以下。
- 15) 近藤光男等、前掲注(2)、8頁。
- 16) 最近のものとしては、次の文献がある。
顔延・张文贤「我国推行股票期权制度的法律问题」中国法学 2001年第3期
李黎明「我国试行股票期权制度探析」法学家 2000年第4期
中国证券网 专题 股票期权与激励 2002年4月 <http://www.cs.com.cn/csnews/>
- 17) 竹下ちえ子「アメリカにおける社外取締役の役割とコーポレート・ガバナンス(下)」商事法務 1328(1993年)17頁以下。
武井一浩「米国型取締役会の実体と日本への導入上の問題(1)」商事法務 1505(1998年)88頁以下。
- 18) この点については、拙稿「中国株式会社法における取締役の民事責任に関する一考察」(現代社会文化研究第20号、2001年)を参照。
- 19) 「指導意見」第1条3項。
- 20) この3回の調査はすべて不完全調査であるが、中国のマスコミ関係およびネット上でよく引用されているので、信憑性があると判断した。
- 21) このような人たちは、一般に「海帰派」と呼ばれている。優秀な人材が多いことは、周知の事実である。
- 22) 龙莹莹「独立董事八问」『新经济导刊』2001年8月号 <http://www.wiseman.com.cn/magazine/xjjdk/010823/>
- 23) 中国証券在線 2001年10月23日、http://www.f10.com.cn/ggzz/gsgg_pop.asp
- 24) 中国証券網 2001年10月24日、<http://www.stochnes.com.cn/>
- 25) 同上注。
- 26) 上海証券報 2001年11月5日、<http://www.cnstock.com/ssnews/2001-11-5/>
- 27) 株主代表訴訟制度研究会「株主代表訴訟および監査役制度に関する商法等改正方案に対する意見(上)」商事法務 1605(2001年)41頁以下。
- 28) 同上注。
- 29) もっとも、選択制を商法に導入すべきかどうかに関連して、未解決の問題として、昨年秋の臨時国会で議員立法により成立した株主代表訴訟制度の見直し、社外監査役制度の強化を内容とする企業統治関連改正商法と、どのように整合性を持たせればよいのかという点が残されている。同上注 42頁以下。
- 30) 顾功耕・罗培新「论我国建立独立董事制度的几个法律问题」中国法学 2001年第6期 70頁以下。
孙光焰「我国应如何引进独立董事制度」法学 2001年第7期 66頁。
- 31) 「中日专家最新研究表明公司治理有效才是最好」『中国证券报』2002年3月27日
<http://202.84.27.28/csnews/20020327/207040.asp>
- 32) 同上注。
- 33) 中国社会科学院法学研究所の劉俊海氏、注31)参照。
- 34) 注31)参照。
- 35) ただし、日本においては、現時点では、その可能性が否定されている。
近藤光男等「株式会社における経営監督のありかた(下)」商事法務 1612、2001年33頁。

主指導教員(國谷知史教授)、副指導教員(澤田克己教授・関 武志教授)